

# 2020年度第1回 市民会議報告

当会副会長 岡田 修一 (52期) ●Shuichi Okada

当会副会長 豊田 賢治 (54期) ●Kenji Toyota

## 1 市民会議とは

当会では、会務運営に関して市民の皆様の理解を促進するとともに、広く意見を反映するために、平成16年から年3～4回程度で市民会議を開催しています。市民会議のメンバーは、報道機関（読売新聞、フジテレビ）、大学教授、税理士、社会保険労務士、NPO、都議会議員、会社役員など、各分野から参加していただいております。

2020年度第1回目となる市民会議（2020年8月7日開催）では、「オンライン法律相談の需要」、「コロナ禍のもとで弁護士会へ期待されること」のテーマで意見交換を行い、活発に議論していただきました。

## 2 オンライン法律相談の需要

まず、「オンライン法律相談の需要」というテーマで、当会の実施するオンライン法律相談事業を説明し、実際のオンライン法律相談の需要について意見交換をしました。

当会では緊急事態宣言中の5月7日から全国の弁護士会に先駆けてZoomを利用したオンライン法律相談事業を開始しました。この事業は申込み、受付け、担当弁護士への配点、担当弁護士から申込者への連絡、法律相談の実施という一連の過程をすべてインターネット経由で行うものであり、人と人との接触を避けなければならない環境下においては最適な法律相談事業だと考えていました。

しかし、その後の申込件数が低調であり、

担当としては悩んでいたところでした。

そもそもこのようなオンライン法律相談事業を検討したのは、新型コロナウイルスの感染拡大により従来の面談での法律相談事業が実施できなくなったことに加え、緊急事態宣言の発出を受けて当会職員の大部分（法律相談センターの職員を含む）が自宅待機となったことから、電話による法律相談事業も実施できなくなったからです（電話による法律相談事業は、前提として電話による予約受付という手順が入るため、その予約の電話を受ける職員がいなくなってしまったことによります）。

弁護士会の役割の一つとして、法律相談窓口を設置して一般市民の方が法律相談をしたいときにすぐに相談できる環境を整えることがあるかと思えます。想定外の感染症のまん延によるとはいえ、そのような弁護士会の役割が全く果たせないままになってしまうことは大きな問題です。そのため、新型コロナウイルスの感染が拡大して緊急事態宣言が発出された状況においても、市民の方が法律相談をしたいと思えばリスクなく相談できるオンライン法律相談事業は有意義なものであるはずだと考えました。

そのような経緯で開始したオンライン法律相談事業が広まらなかったことにはいくつか理由があると思えます。すぐに思い当たるのは広報が足りないという点や、Zoomという特定のサービスの利用を前提としたことから、Zoomを利用できる環境にない方が断念してしまったのかもしれないという点です。また、そもそもオンライン法律相談の需要自体がまだ少ないのかもしれませんが、それらだけで

はないのかもしれませんが。

率直に以上のような悩みを説明して市民会議のメンバーの意見を求めたところ、以下のような意見が出されました。

「オンライン法律相談事業の開始が早過ぎたということは全くなく、逆に遅過ぎたくらいである。」

「ターゲットを絞って、インターネット、特にSNSで広告を出したらどうか。」

「オンライン法律相談事業を進めるとして、オンラインに対応できない高齢の方などが法律相談できる窓口も併せて確保しておくべきではないか。」

「Zoomはややハードルが高いので、もう少し手軽なLINEチャットなどを検討してはどうか。」

「自治体のサイトに掲載してもらうのがよいのではないか。」

そうした活発な意見交換がなされ、大変有意義な会になりました。頂いたご意見を一つひとつ吟味して今後のオンライン法律相談事業の改善につなげられればと思います。

### 3 新型コロナウイルスと弁護士会の活動

続いて、「コロナ禍のもとで弁護士会へ期待されること」というテーマで、緊急事態宣言下における弁護士会の活動制限状況と現在の活動復旧状況について説明をするとともに、今後の展望として「ウィズコロナ」社会において弁護士会としての役割と課題について説明をいたしました。

当会では、既に大震災等災害時に備えて策定されていたBCP（事業継続計画）に従い、一部業務を除き、業務を休止しました。

それに合わせて、当会では、緊急事態宣言中にZoomアカウントを取得し、委員会についてはZoom開催が可能な体制を取り、Zoomのウェビナー機能（セミナーに特化した機能）を利用した講演・イベント開催も可能な体制も整えました。

法律相談については、災害時だからこそ市民に対応する必要性があることは間違いない

一方で、性質上3密を伴わざるを得ないという難しさがあります。当会としては、緊急事態宣言中に、前出のオンライン相談の他、相談対応可能弁護士のリスト作成や中小企業向け法律相談Q&Aの公開などを実施し、7月以降面接相談（一部）を再開しております。

仲裁・あっせん手続きについては、法律相談と同じく3密のリスクがありますが、当会の規則では、従前からリモートでの期日実施が可能な体制となっていました。あっせん人の先生方のご尽力もあって、緊急事態宣言中から、一部の案件ではWEBを活用したりリモートによる期日進行が実施されており、リモートでは開催困難な事情がある案件については、6月以降、「部屋の定員の3分の1以上は入室しない」等の条件下で期日実施も再開しております。

事務局の体制としては、緊急事態宣言中から、職員のテレワーク体制を整えるべく準備を始め、現在までにVPN構築を完了し、本格的テレワーク体制（PCを持ち帰る方式）を構築しました。そのため、今後、新型コロナウイルスの再流行や他の災害が発生し、仮に職員が会館に出勤することが困難な状況になった場合にも、継続可能な弁護士会業務の範囲は今年4月の段階よりも大幅に拡大したといえます。

上記のとおり、緊急事態宣言に際して、当会は既存のBCPに従って業務継続・停止範囲を区分けしたのですが、現状のBCPは大震災等を想定して策定されており、必ずしも新型コロナのような感染症対応は想定されていなかったと考えられるため、現在、感染症対応のためのBCP作成を検討しています。

以上の説明に対して、市民会議のメンバーからは、感染拡大防止のための人権制限はどこまで許容され得るかという難問に弁護士会として議論を深めてほしい旨のご意見、会議時点（8月）でも裁判所の訴訟期日がなかなか入らない状態になっている状況に関して、市民が利用しやすい裁判所という観点から弁護士会からも働きかけを行ってほしいとのご意見、訴訟のIT化について弁護士会も積極的提言をしてほしいとのご意見などがあり、当会の現状の議論の状況等を回答いたしました。 ■